

入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に年齢・病状によって適切な栄養量及び内容の食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

栄養管理計画に基づき、関係職種が共同して栄養状態等の栄養管理を実施しています。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

【保険適用の場合：1 食につき 550 円】

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合	1 食 270 円
② ①かつ、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	1 食 220 円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合	1 食 130 円

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。
- 指定難病又は小児慢性特定疾病の方は 330 円／食。